

人間市立藤沢小学校いじめ防止基本方針

令和2年6月30日改定

はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこにでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。

いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育てていかなければなりません。

いじめが発見された場合には、まずいじめられた児童、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

以上の考え及びいじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき本方針を策定します。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者並びに関係機関の連携のもと、いじめの問題を解消することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条より）

※「児童等」とは、児童生徒のことです。

※「一定の人的関係」とは、学校を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、学習塾やスポーツクラブ、地域活動等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどです。

<具体的ないじめの様態は、以下のようなものが考えられます>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（陰口も含む）
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、いじめを認知する際には、以下について留意する。

- ① 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については「藤沢小学校いじめ対策委員会」をもって行う。
- ② けんかやふざけのように見える場合であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚のない場合もあるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応し、保護者にも迅速に伝え、事実確認においては保護者と連携して対応する。
- ④ いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の3点をポイントとします。

① いじめ防止及び早期発見

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づき、考え、理解すること、行動することが大切です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係の構築が求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

② いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、被害児童及び加害児童から詳細を確認した上で、被害児童、加害児童に対して適切に指導する等、組織的な対応を行います。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告、事案に応じ関係機関との連携を図るようにします。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするための体制を整備します。

③ 地域や家庭、関係機関との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭、地域との連携が必要不可欠です。

日頃より、PTA本部会や藤沢中学校区青少年健全育成推進会との連携や学校評議員会や民生児童委員との連絡協議会を活用し、いじめの問題について協議する機会を設け、学校、家庭、地域と連携した対策を推進します。

また、事案によっては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者などが情報交換を行うようにします。

Ⅱ いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭によるいじめ対策委員会を設置する。

学期に1回または必要に応じて適宜、委員会を開催する。また、必要に応じて外部機関とも連携を図る。

(2) いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめに関する授業」の計画、実施 ○学校評価による検証と基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・生徒指導主任 →生徒指導主任・学年主任 →教頭・生徒指導主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →教頭（立案・実施・まとめ）
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 ○いじめチェック表での確認 ○いじめチェックシート（保護者）の配布・情報収集 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、研究所相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有 	<ul style="list-style-type: none"> →生徒指導主任・学年主任 →教務主任・生徒指導主任 →生徒指導主任・学年主任 →教育相談担当 →校長・学年主任 →校長・学年主任
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのSCを利用するなどの心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> →教頭・生徒指導主任・学年主任 →教頭・生徒指導主任・学年主任 →教頭・生徒指導主任・学年主任
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> →教頭 →教頭・生徒指導主任・学年主任 →校長、教頭・教務主任・生徒指導主任 →教頭・生徒指導主任・学年主任 →校長・学年主任 →教頭・学年主任

Ⅲ 学校におけるいじめ防止等に関する措置（未然防止のための対策）

〈基本方針〉

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- 児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。また、「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、防止に向けて主体的に考え、行動できるように学校全体で取り組む。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の子供を大切に、誰もが居場所のある学級づくりをする。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ユニバーサルデザインの視点に立つ授業を実践する。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を目指す。

④ 授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

⑤ 行事や委員会活動の充実

- ・運動会、六年生を送る会などの行事や児童会活動などで、子供たちの自主的、主体的な活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- ・就業体験やボランティア体験、福祉体験、農業体験などの体験活動を行う。

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・構成的グループエンカウンター等を有効活用し、人間づくりを積極的に行う。

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①授業力向上のための校内研修の実施

②生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

③配慮が必要な児童理解研修の実施

- ・発達障害を含む障害のある児童
- ・海外から帰国した児童等
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災等による被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童

(4) 保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開

②定期的な学校だよりの発行

③P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・早期発見のためには、日頃から教職員と子供たちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施（5月・11月・2月）

- ・年3回実施し、アンケートを分析し、必要に応じ、面接等を行う。

(3) いじめチェック表の利用

- ・学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

(4) いじめチェックシート（保護者）の実施

- ・いじめチェックシート（保護者）に配布し家庭と連携して児童を見守る。

(5) 教育相談体制の充実

- ① 日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 「教育相談週間」を学期毎に設定する。
- ③ 相談室の利用、電話相談窓口等について、児童に広く周知する。
- ④ 保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤ 家庭訪問や三者面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥ 公の相談窓口、相談機関について広報する。

(6) 地域との連携

- ① 学校地域連絡協議会や藤沢中学校区青少年健全育成推進会など、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ② PTA、学校応援団との連携を図る。

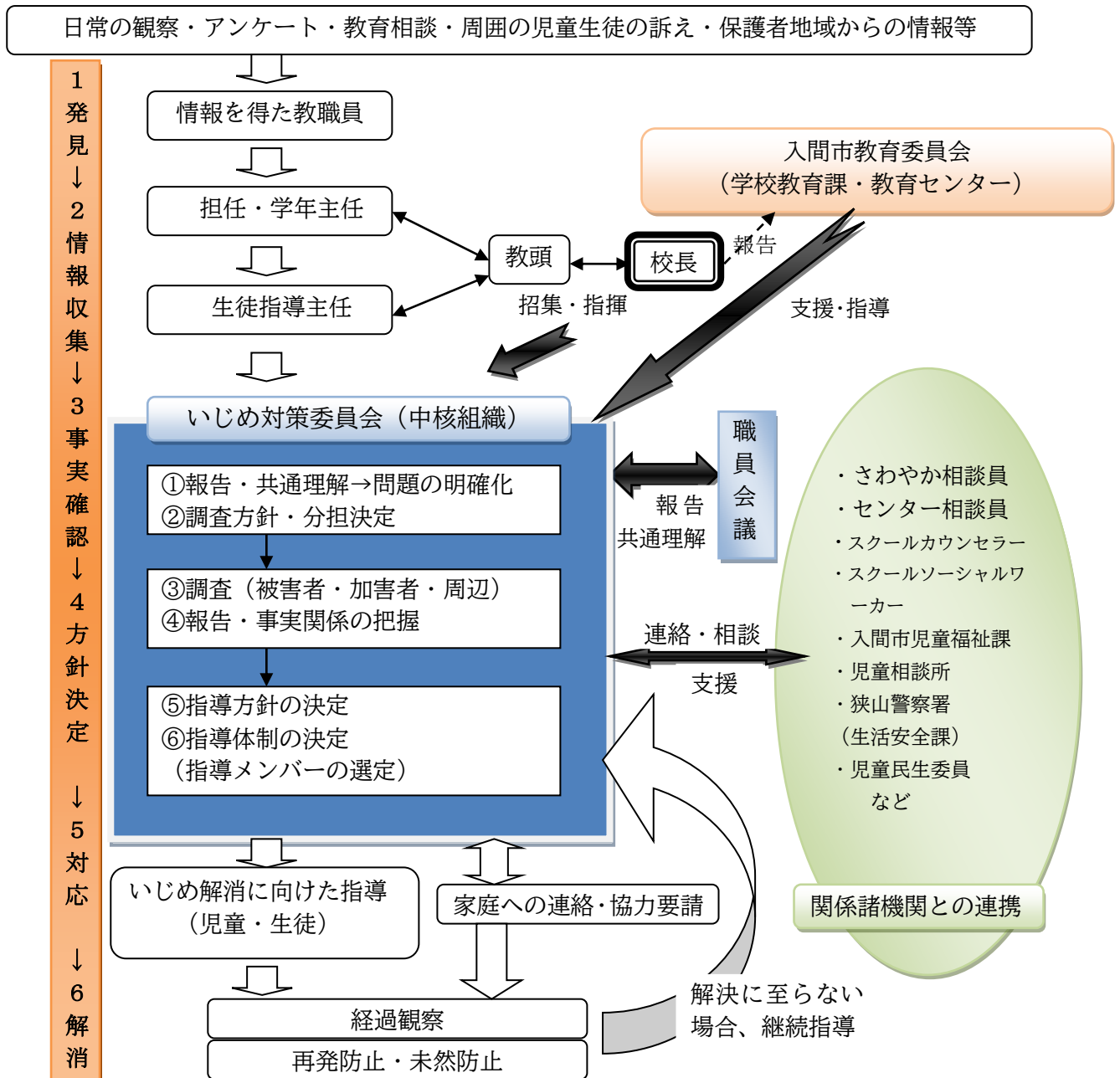
V いじめへの対応

〈基本方針〉

- いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



(2) 重大事態への対処

① 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、「国・県の基本方針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（法）」により、適切に対応します。

※重大事態の意味

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（欠席日数：年間30日を目安）

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が教育委員会の場合は、積極的に資料提供するなど全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、学校いじめ対策組織に指導主事、心理や福祉の専門家、学校評議員、PTA代表等の学校外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成とし、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

(3) 各対応

① 児童生徒対応（担当：生徒指導主任）

いじめを受けた子どもやいじめた子の人権に配慮しながら、臨時全校集会等を開いて、子どもたちに分かる言葉で説明・指導を行うようにします。

② 保護者対応（担当：教頭）

臨時保護者会を開催し、状況や対応などの説明を行うようにします。

③ 警察対応（担当：教頭）

警察と連携し、早期対応に努めていきます。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

○スマートフォン・携帯電話やパソコン、携帯ゲーム機（DS等）を児童が使用して、危険性のあるトラブルに巻き込まれた事例が多数指摘されている。さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、保護者への啓発活動とともに各家庭における児童の使用頻度、内容等についての把握及び情報モラル指導が喫緊の課題と考える。

(1) ネット上のいじめの定義

スマートフォン・携帯電話やパソコン、携帯ゲーム機（DS 等）を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷などをネット上（Web サイト等）に書き込む、メールを送る、無料通信アプリ（LINE 等）に書き込む、特定の児童生徒が嫌がる動画や写真などを動画・写真共有サイトなどへ投稿するなどの方法によりいじめを行うもの。

(2) ネット上のいじめの未然防止

① 学校での情報モラル授業

学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付けて、その充実を図る。また年間で計画されている埼玉県ネットアドバイザーに依頼し、高学年を対象に年1回以上は情報モラル授業を計画し実施する。

② 保護者へ啓発、協力

授業参観日の時間を利用して、情報の専門家（埼玉県ネットアドバイザー等）等を招き、情報モラルについての講演などを開いて、子どもが正しく情報機器を使用できるように、保護者の意識を高める。（児童も参加）

また、学級懇談会や学年懇談会の時に、携帯やパソコン等の使用について、家庭内で考える機会を作ってもらふことを伝え、使い方のルール等を決めてもらう。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童生徒及び保護者に伝える。

その後以下の対応を取る。

① 事実を把握する

- ・被害にあった児童や関係している児童から詳細を聞き取り、事実を確認する。
- ・児童に心当たりのない画像や動画が勝手にネット上に掲載されているなどの情報が入った場合は、市教委情報担当等の協力を得て、掲載情報を確認する。また確認した情報に関しては、スクリーンショットなどで画像を保存・印刷し、被害にあった児童や保護者にその画像等を見てもらい、事実を確認する。

② 書き込み削除を迅速に行う

- ・書き込みを削除した場合、児童及び保護者に、書き込みの削除をした事実を確認してもらう。
- ・当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者等に削除依頼をする。
- ・上記の方法でも削除されない場合は、警察又は法務局等に相談する。

VII いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要因が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があること。

さらに、学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。